

平成29年10月13日

各位

藤枝税務署長
(官印省略)

新設法人説明会の開催について

平素は、税務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
皆様におかれましては、新たに会社を設立され、何かとお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

さて、御承知のとおり、法人の事業活動には、会計帳簿の作成や帳簿書類の保存だけでなく、税務申告や納税が必要となります。

藤枝税務署では、法人税、消費税、印紙税及び源泉所得税の基本的な事項について御理解いただくため、下記のとおり説明会を開催いたします。

つきましては、御多忙中誠に恐縮ではございますが、趣旨を御理解いただき、御出席いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時
平成29年11月8日(水) 午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
藤枝市生涯学習センター(藤枝市茶町1-5-5)
視聴覚室
- 3 説明事項
 - (1) 法人税の基本的事項
 - (2) 源泉徴収の仕方
 - (3) 消費税の仕組みと手続
 - (4) 印紙税の基本的事項

(注) 説明会当日は、筆記用具をご持参ください。

《問合せ先》

藤枝税務署 法人課税第一部門
(担当)鈴木 栄治
TEL054-641-0827(直通)

※この文書による行政指導の責任者は、藤枝税務署長です。

※この説明会は、公益社団法人藤枝法人会と共同開催しています。